

4

特別区民税・都民税（住民税）の課税

1

特別区民税・都民税（住民税）とは

住民税とは、特別区民税※（市町村民税）と都民税（道府県民税）のことをいいます。これらを合わせて、その年の1月1日現在の住所地の区（市町村）が、前年の1月から12月までの1年間の所得に対して、賦課・徴収しています。

なお、住民税には個人にかかるもの（個人住民税）と法人にかかるもの（法人住民税）がありますが、この冊子では個人住民税について説明します。法人住民税は、東京23区では東京都（都税事務所）が扱っています。

※東京23区においては、市町村民税のことを「特別区民税」といいます。

2

特別区民税・都民税（住民税）と所得税の違い

	住民税	所得税								
対象所得	＜前年所得の課税＞ 前年の所得に対して課税されます。 〔令和7年度住民税は令和6年1月～12月の所得に課税〕	＜現年所得の課税＞ その年の所得に対して課税されます。 〔令和6年分所得税は令和6年1月～12月の所得に課税〕								
課税方法	＜賦課課税＞ 住民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて区が税額を計算し、課税します。	＜申告納税＞ 納税者が、1年間の所得とその所得に対する税額をご自身で計算し、申告します（確定申告）。 また、給与の場合には、給与の支払者が支払時に税額を計算し、年末に精算します（源泉徴収と年末調整）。								
納付方法	＜普通徴収＞ 6月、8月、10月、翌年1月の4回で納付します。 ＜給与特別徴収＞ 6月から翌年5月までの給与から毎月差し引かれます。 ＜年金特別徴収＞ 4月から翌年2月までの年金から支払時に差し引かれます。	確定申告により年税額を確定し、納付します。 給与所得者と年金所得者などの場合は、所得のあったときに源泉徴収され、その後、年末調整や確定申告をして精算します。								
均等割	<table><tr><td>〔特別区民税〕</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>〔都民税〕</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>森林環境税※</td><td>1,000円（国税）</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5,000円</td></tr></table> ※この冊子では、均等割に含めて説明しています。	〔特別区民税〕	3,000円	〔都民税〕	1,000円	森林環境税※	1,000円（国税）	合 計	5,000円	無し
〔特別区民税〕	3,000円									
〔都民税〕	1,000円									
森林環境税※	1,000円（国税）									
合 計	5,000円									
所得割の税率	10%（特別区民税6%・都民税4%） （分離課税のものを除く）	5%～45%の7段階に区分（超過累進税率） （分離課税のものを除く）								



申告が必要な方は、毎年3月15日までに住民税の申告書を区役所へ提出してください。

特別区民税・都民税（住民税）の申告
(練馬区ホームページ)

(1) 前年中に所得があった場合

1月1日現在に練馬区に居住し、つぎのような場合は、住民税の申告が必要です。※

- ・ 給与所得のある方で勤務先から区へ「給与支払報告書」の提出がない場合
- ・ 給与所得のある方で給与所得以外に所得があった場合
- ・ 営業、地代、家賃、配当、農業等の所得があった場合

※上記に該当する場合でも税務署への確定申告が必要な場合があります。(10頁参照)

●住民税のかからない所得には、主につぎのようなものがあります。

住民税のかからない所得

障害年金、遺族が受ける恩給や年金、雇用保険の失業給付、傷病手当金、労災保険給付、出産手当金、育児休業給付金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、職業訓練受講給付金、生活保護の給付、介護保険の事業支給費、高等学校等就学支援金、特別定額給付金、月額15万円までの通勤手当、相続や贈与などによって取得した資産、休業補償給付・損害賠償金（給与と重複しない、給与支払報告書に含まれないもの）、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する国や自治体からの助成金

※児童育成手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、休業手当（労働基準法第26条）は課税対象のため、申告が必要な場合があります。

●前年中に所得があっても、住民税の申告をしなくてもよい場合

- ・ 所得税の確定申告書を税務署に提出する場合
- ・ 前年中の収入が給与・公的年金のみで支払元から練馬区へ給与・公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加がない場合

※医療費控除など控除内容に変更・追加がある場合は申告してください。

(2) 前年中に所得がなかった場合

前年中に所得がなかった場合や、所得が一定以下のため住民税が課税されない場合（14～15頁参照）は、住民税の申告義務はありません。

ただし、その場合でも所得がなかった旨等の申告により、国民健康保険・後期高齢者医療制度、介護保険の保険料などの算定（軽減など）の資料となります。また、就学援助費、児童手当、障害年金を受給されている方（予定含む）も、申告が必要となる場合があるため、申告をお勧めしています。

また、申告することにより非課税証明書の交付が可能になります。

●税法上扶養されている方は、申告がなくても非課税証明書を交付できますが、その場合は所得金額欄が記載されません。所得金額（所得がない場合は0円）の記載が必要な方は、所得がなかった旨等の申告が必要です。

(3) 住民税の申告方法

①提出先

練馬区役所本庁舎 4 階・税務課（郵送による申告も受け付けます。）

②必要なもの

ア 特別区民税・都民税申告書

イ マイナンバーが確認できるもの※…マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等

ウ 本人確認書類※…マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等

エ 収入および経費がわかるもの…源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書等

オ 所得控除の明細書・証明書…医療費控除の明細書、国民年金・生命保険料等の証明書（源泉徴収票に控除額が記入されている場合は不要）

※郵送の場合は、本人およびマイナンバーが確認できるものの写しを同封してください。

●特別区民税・都民税申告書は練馬区ホームページからダウンロードできます。

(4) 税務署への確定申告が必要な場合(所得税の還付のために申告される方を除く)

自営業等	事業所得、不動産所得、雑所得などがあり、所得控除を差し引いても残額がある
給与所得者	●給与を 1 か所から受けていて、給与・退職所得以外の所得金額が 20 万円を超える ●給与を 2 か所以上から受けていて、年末調整されていない給与収入金額と給与・退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える
年金受給者	●公的年金等の収入金額が 400 万円を超える ●公的年金等の収入金額が 400 万円以下でそれ以外の所得金額が 20 万円を超える ●外国の法令に基づく公的年金等を受給している

※源泉徴収や予定納税で所得税が納め過ぎとなっている場合は、確定申告により所得税が還付されます。

詳細については、税務署へお問い合わせください。（62頁参照）

▶ 公的年金等に係る確定申告不要制度

●所得税

公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。

ただし、医療費控除などの追加により所得税の還付を受ける場合や、株式等の損失を翌年以降へ繰り越す場合などは、確定申告が必要です。

また、外国の法令に基づく公的年金等を受給している方も、確定申告が必要です。

●住民税

確定申告が不要であっても、公的年金等以外の所得がある場合や控除を追加する場合などは、住民税の申告が必要です。

▶ 上場株式等の配当所得等の課税方式の統一

特定配当等・特定株式等譲渡所得については、令和6年度（令和5年分）から所得税と課税方式を一致させることとなりました。所得税で申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得は、住民税でも合計所得金額に算入されます。住民税のみで特定配当等・特定株式等譲渡所得を申告することはできません。

▶ 死亡した方の住民税について

その年の1月1日現在練馬区に居住し、前年中に所得があった方は、住民税の申告・納税義務があります。したがって1月2日以降に死亡された場合、相続人の方は申告・納税義務を負うことになります。また、複数の相続人がいる場合は、届出により代表者を指定していただく必要があるため、税務課または収納課へお問い合わせください。（62頁参照）

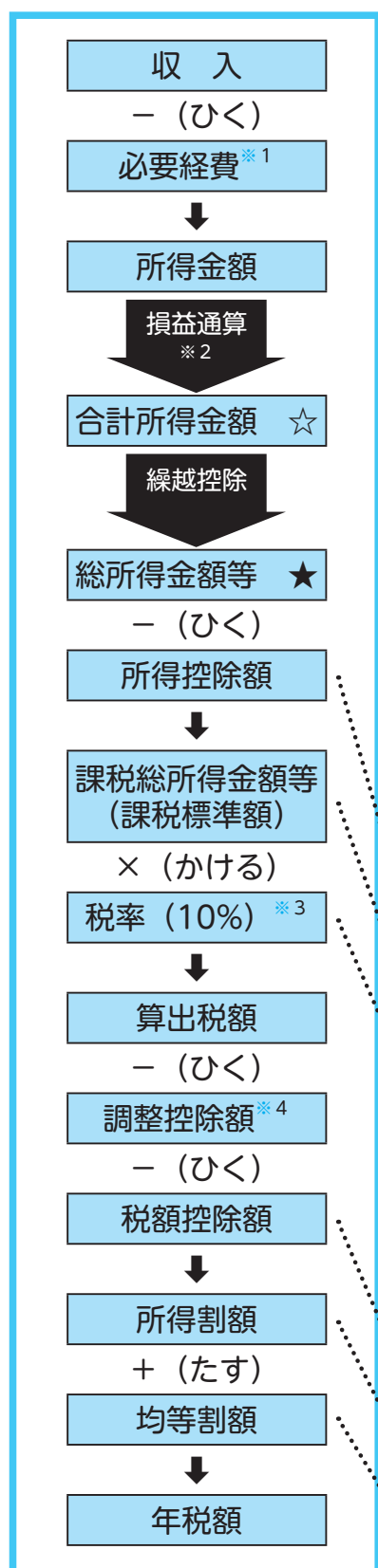
ただし、相続の権利をすべて放棄した場合は納税の義務はありません。相続の権利をすべて放棄した後の手続については、収納課へお問い合わせください。（62頁参照）

▶ 練馬区から転出した方について

住民税は1月1日現在の住所地で課税されます。例えば、令和7年1月1日の住所が練馬区であれば、その後練馬区外へ引っ越しをされても、令和7年度住民税は練馬区が課税します。したがって、転出先の区市町村から二重に課税されることはありません。



(1) 計算のながれ



※1 給与収入は給与所得控除額を、公的年金等収入は公的年金等控除額を差し引きます。また、一定の要件に該当する場合は、所得金額調整控除額を給与所得からさらに差し引きます。(20～22頁参照)

※2 損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得で生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

☆損益通算後の各所得金額（確定申告した株式等譲渡所得・配当所得等を含む）の合計額をいいます。ただし、申告分離課税所得は特別控除前の所得金額、総合長期譲渡所得と一時所得は合計額の2分の1の金額です。合計所得金額は、非課税の判定(14～15頁参照)や、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除(24～28頁参照)などの適用の判定基準になります。

★合計所得金額から、繰り越すことが認められている前年度以前の損失額を差し引いた金額です。総所得金額等は、所得割非課税の判定(15頁参照)などに用いられます。

※国民健康保険・後期高齢者医療制度の各種判定は★総所得金額等を用います。

・扶養控除、生命保険料控除、医療費控除等(24～32頁参照)
(1,000円未満端数切捨て)

・(特別区民税6%・都民税4%)

※3 分離課税分は、給与等の他の所得と区分し、特別な税率で計算します。

※4 調整控除は、住民税と所得税の人的控除額の差に基づく減額措置です(33頁参照。税額控除に含めて説明しています。)

・住宅ローン控除、寄附金税額控除等(33～36頁参照)

・(100円未満端数切捨て)

・14頁参照

税額シミュレーション
(練馬区ホームページ)



練馬区ホームページ上の税額シミュレーションで、住民税額を試算できます。

(2) 住民税の計算方法

練馬太郎さんの計算例 練馬家の前年の収入状況（年齢は令和7年1月1日現在）

練馬太郎さん（会社員 56歳）	
給与収入	7,000,000円
社会保険料支払額	664,000円
新制度の一般生命保険料支払額【契約締結日：平成24年2月1日】	85,000円
地震保険料支払額	60,000円
練馬花子さん（妻 50歳）	
給与収入（パート収入）	998,000円
練馬一郎さん（子 大学生 22歳）収入等なし	
練馬ユリさん（子 中学生 15歳）収入等なし	
練馬仙蔵さん（父 83歳）	
公的年金収入	1,550,000円

●太郎さんの年税額はつぎのようになります。

①	合計所得金額	給与所得	5,200,000円	7,000,000円（給与収入）×0.9－1,100,000円 ●給与収入の金額により算出方法が異なります。（20頁参照）
②	総所得金額等		5,200,000円	繰り越すことが認められている損失が無い ため、合計所得金額と同じ金額になります。
③	所得控除	社会保険料 控除	664,000円	前年中に支払った社会保険料の額（28頁参照）
		生命保険料 控除	28,000円	新一般生命保険料の支払額が56,001円以上の 場合の控除額（29～30頁参照）
		地震保険料 控除	25,000円	地震保険料の支払額が50,001円以上の場合の 控除額（30頁参照）
		配偶者控除	330,000円	（27頁参照）
		扶養控除	900,000円	一郎さん：特定扶養控除・・・450,000円 ユリさん：年少扶養控除・・・0円 仙蔵さん：同居老親等扶養控除・・・450,000円 （24～26頁参照）
		基礎控除	430,000円	合計所得金額2,500万円以下の納税者に認め られている控除（24頁参照）
		控除額計	2,377,000円	
④	課税総所得金額等		2,823,000円	（②総所得金額等）－（③所得控除額計） ●1,000円未満切捨て
⑤	算出所得割額	特別区民税	169,380円	（④課税総所得金額等）×（税率6%）
		都民税	112,920円	（④課税総所得金額等）×（税率4%）
⑥	調整控除額	特別区民税	1,500円	（33頁参照）
		都民税	1,000円	
⑦	差引所得割額	特別区民税	167,800円	（⑤算出所得割額）－（⑥調整控除額） ●100円未満切捨て
		都民税	111,900円	
⑧	均等割額	特別区民税	3,000円	（14頁参照）
		都民税	1,000円	
		森林環境税	1,000円	均等割と併せて賦課徴収する国税（14頁参照）
⑨	年税額		284,700円	（⑦差引所得割額）＋（⑧均等割額）

特別区民税・都民税
（住民税）の課税

(3) 「均等割」と「所得割」(地方税法第35条、第38条、第310条、第313条、第314条の3等)

特別区民税、都民税はそれぞれ「均等割」と「所得割」の税額の合計が、住民税として課税されます。

均等割

合計所得金額が一定以上の区内に住所がある方や、区内に住所がなくても事務所・事業所などがある方(事業所課税)が、一律に負担する税金です。

特別区民税	3,000円
都民税	1,000円
森林環境税	1,000円
合計	5,000円

均等割額の軽減(特別区民税のみ)

納税義務者がつぎの①・②に該当する場合は均等割が軽減されます。

① 同一生計配偶者または扶養親族で均等割の納税義務を負う人

軽減後の特別区民税額 ⇒ 1,500円

② 上記①の人を2人以上有する納税義務者

軽減後の特別区民税額 ⇒ 2,000円

● 森林環境税について

森林環境税とは、国内に住所がある個人に対して課税される国税です。1人年額1,000円が区市町村により個人住民税均等割と併せて徴収されます。(令和6年度から課税。事業所は対象外、非課税基準は均等割と同様。)

所得割

課税総所得金額等に応じて負担する税金です。

税率は原則、右図のとおりですが、分離課税の所得の場合は税率が異なります。

	税率
特別区民税	6%
都民税	4%

5 特別区民税・都民税(住民税)が課税されない場合(地方税法第24条の5、第295条等)

所得やご本人の状況によって、住民税が課税されない場合があります。

(1) 均等割と所得割のどちらも課税されない場合(非課税)

- ① 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている場合
- ② 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合
- ③ 前年中の合計所得金額が、つぎの金額以下の場合

ア 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合 45万円

イ 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合

35万円 × (同一生計配偶者※¹ + 扶養親族数※² + 1) + 10万円 + 21万円

※¹ 同一生計配偶者には、控除対象配偶者も含みます。(25頁参照)

※² 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族も含みます。(25頁参照)

扶養人数別の「均等割と所得割のどちらも課税されない場合」の範囲

均等割の非課税	算式	35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋21万円※		
	人数別 早見表	扶養人数	合計所得金額	（参考）給与収入のみの場合
		0人	450,000円以下	1,000,000円以下
		1人	1,010,000円以下	1,560,000円以下
		2人	1,360,000円以下	2,059,999円以下
		3人	1,710,000円以下	2,559,999円以下
		4人	2,060,000円以下	3,059,999円以下

※同一生計配偶者または扶養親族がいる場合のみ、21万円を加算します。

(2) 均等割のみ課税（所得割が課税されない場合）

前記(1)に該当しない場合で前年中の総所得金額等が、つぎの金額以下の場合

①同一生計配偶者・扶養親族がいない場合 45万円

②同一生計配偶者・扶養親族がいる場合

35万円 ×（同一生計配偶者※¹＋扶養親族数※²＋1）＋10万円＋32万円

※1 同一生計配偶者には、控除対象配偶者も含みます。（25頁参照）

※2 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族も含みます。（25頁参照）

扶養人数別の「均等割のみ課税」となる範囲

所得割の非課税	算式	35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋32万円※		
	人数別 早見表	扶養人数	総所得金額等	（参考）給与収入のみの場合
		0人	450,000円以下	1,000,000円以下
		1人	1,120,000円以下	1,703,999円以下
		2人	1,470,000円以下	2,215,999円以下
		3人	1,820,000円以下	2,715,999円以下
		4人	2,170,000円以下	3,215,999円以下

※同一生計配偶者または扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

（参考）給与収入のみでの税金がかかる範囲（基礎控除のみの場合）

アルバイト・パートなど		本人に税金がかかるどうか		扶養控除の対象となるか	
給与収入	給与所得	住民税	所得税	配偶者	その他親族
100万円以下	45万円以下	非課税	非課税	○※ ¹	○
100万円超～103万円以下	45万円超～48万円以下	課税	非課税	○※ ¹	○
103万円超	48万円超	課税	課税	×※ ²	×

※1 納税者（扶養主）の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の対象にはなりません。（27頁参照）

※2 配偶者控除の対象にはなりませんが、配偶者特別控除の対象となる場合があります。（28頁参照）

(1) 個人で納める方法（普通徴収）（地方税法 第319条、第320条等）

自営業の方や、住民税が給与や年金から差し引かれていない方には、住民税の「納税通知書」と「納付書」を6月中旬頃に区からご自宅へ郵送します。住民税が課税されない方には、納税通知書や納付書は送付していません。

通知された税額を、6月・8月・10月・翌年1月の年4回（第1期～第4期）に分けて、納付書または口座振替などにより納めていただきます。

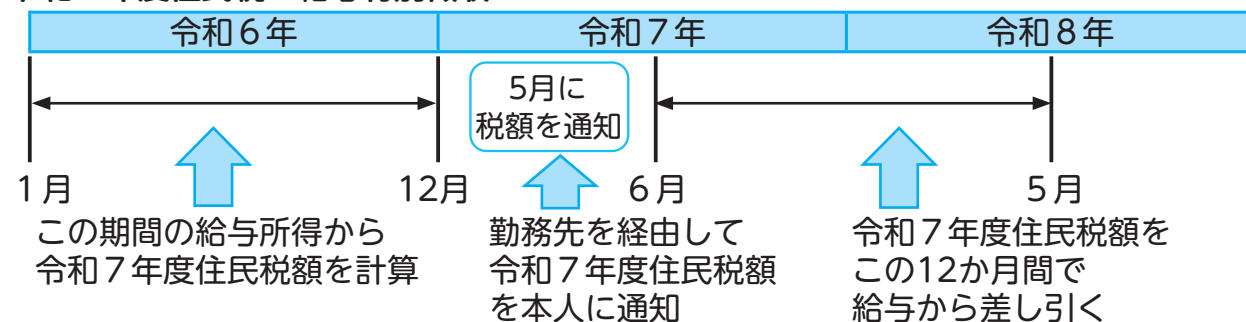
このように、個人で区に直接納めていただくことを「普通徴収」といいます。

(2) 給与差引きで納める方法（給与特別徴収）（地方税法第321条の3、第321条の5等）

給与所得者には、住民税の「税額通知書」を5月中旬頃に区から勤務先宛に通知します。勤務先では、通知された税額を6月から翌年5月までの12回で、毎月の給与から差し引いて区へ納入します。

このように、給与から住民税を差し引いて勤務先が区に納めることを「給与特別徴収」といいます。

令和7年度住民税の給与特別徴収



複数の勤務先から給与の支払いを受けている場合は、主たる勤務先でまとめて特別徴収を行います。なお、給与以外の所得に対する住民税の納付は、給与から差し引く方法と、個人で納める方法（給与特別徴収と普通徴収の併用）があります。

●年度の途中で退職した場合

つぎの①または②の方法により、その年度の残額を納めていただきます。

①退職時に給与または退職金から一括して差し引く方法（一括徴収）

※1月1日から4月30日までの間に退職された場合、一括徴収が義務付けられています。

〔例〕年税額24万円の方が、令和7年12月31日付けで退職し、残りを一括徴収で納める場合

年	令和7年							令和8年				
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
税額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	12万円	0円				
備考	給与から差し引かれた分							残り10万円は12月に徴収済				

②個人で直接納めていただく方法（普通徴収）

〔例〕 年税額24万円の方が、令和7年12月31日付けで退職し、残りを個人で納める場合

年	令和7年							令和8年				
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
税額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	10万円（普通徴収第4期）				
備考	給与から差し引かれた分							個人納付に切り替えられた分				

(3) 年金差引きで納める方法(年金特別徴収) (地方税法 第321条の7の2、第321条の7の8等)

年金所得者には、住民税の「納税通知書」を6月中旬頃に区からご自宅へ郵送します。公的年金の支払者は公的年金から住民税を差し引いて、区へ納入します。

このように公的年金から住民税を差し引いて、公的年金の支払者が区に納めることを「年金特別徴収」といいます。

●対象の方

4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の方のうち、前年中の「公的年金等に係る雑所得」（以下「年金所得」といいます。）に住民税が課税される方。

ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、年金特別徴収の対象になりません。

- ①今年度の公的年金の年間給付額が18万円未満の場合
- ②介護保険料が公的年金から差し引かれていない場合
- ③公的年金の年間給付額が差し引かれる税額より少ない場合

●公的年金から差し引かれる税額

公的年金から差し引かれる税額は、原則として年金所得に対する分のみです。事業所得や不動産所得など、年金所得以外の所得に対する税額が発生する場合は、納付書または口座振替などで納めていただきます（普通徴収）。なお、給与所得に対する税額は原則として給与からの差引きになります（給与特別徴収）。

そのため、年金特別徴収と普通徴収・給与特別徴収など、住民税の納め方が複数の方法となる場合があります。また、年金特別徴収の初年度は、年金所得に対する税額であっても、普通徴収と年金特別徴収の方法で納めていただく必要があります。（19頁参照）

●差し引かれる公的年金の種類

老齢または退職を支給事由とする公的年金から差し引かれます。遺族年金・障害年金等からは差し引かれません。

●公的年金支払月ごとの住民税納入額（差し引かれる金額）の決定方法等

前年に引き続き住民税が公的年金から差し引かれている方と、公的年金からの差引きが初年度の方では、年金特別徴収の時期や納入額の決定方法が異なります。

①前年に引き続き住民税が公的年金から差し引かれている方（収入が年金のみ）

【令和7年度】※税額は「令和6年度年税額が6万円、令和7年度年税額が9万円の場合」

徴収方法	年金特別徴収					
納付時期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	2万円	2万円	2万円
	令和6年度年税額の 2分の1を3回に分けて差引き			令和7年度年税額から仮徴収税額を 引いた残りを3回に分けて差引き		

〈4月～8月の公的年金支給月〉年金特別徴収「仮徴収」

4月・6月・8月に、令和6年度年税額の2分の1を3回に分けて差引き（年金特別徴収）されます。

〈10月～2月の公的年金支給月〉年金特別徴収「本徴収」

令和7年度年税額から4月・6月・8月に徴収した金額を除いた残りの税額が3回に分けて差引き（年金特別徴収）されます。

【令和8年度】※税額は「令和7年度年税額が9万円、令和8年度年税額が12万円の場合」

徴収方法	年金特別徴収					
納付時期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	2万5千円	2万5千円	2万5千円
	令和7年度年税額の 2分の1を3回に分けて差引き			令和8年度年税額から仮徴収税額を 引いた残りを3回に分けて差引き		

「仮徴収」と「本徴収」とは

仮徴収とは、前年度の年税額の2分の1を4月・6月・8月の3回に分けて公的年金支給時に差し引くことをいいます。新年度の税額が決定する6月より前の4月に、新年度分の年金差引きが始まってしまうため、暫定的な金額で差引きを行います。

本徴収とは、確定した新年度の税額から仮徴収税額を引いた残額を、10月・12月・2月の3回に分けて、公的年金支給時に差し引くことをいいます。

そのため、前年度と比べ新年度の税額が大きいと、10月以降の本徴収で差引き額が大きくなる場合があります。

②公的年金からの差引きが初年度の方（収入が年金のみ）

【令和7年度】※税額は「令和7年度年税額が6万円の場合」

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）		年金特別徴収		
納付時期	6月（第1期）	8月（第2期）	本徴収（後半分）		
			10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
	令和7年度年税額の 2分の1を2回に分けて個人で納付		令和7年度年税額の 2分の1を3回に分けて差引き		

〈4月～8月の公的年金支給月〉普通徴収（納付書等で納付）

6月・8月に、令和7年度年税額の2分の1を2回に分けて納付書等で納めていただきます。

〈10月～2月の公的年金支給月〉年金特別徴収「本徴収」

10月・12月・2月に支給の公的年金から、令和7年度年税額の2分の1が3回に分けて差引き（年金特別徴収）されます。

【令和8年度】※税額は「令和7年度年税額が6万円、令和8年度年税額が9万円の場合」

徴収方法	年金特別徴収					
納付時期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	2万円	2万円	2万円
	令和7年度年税額の 2分の1を3回に分けて差引き			令和8年度年税額から仮徴収税額を 引いた残りを3回に分けて差引き		

●公的年金からの差引きが中止される場合

以下の場合、公的年金からの差引きを中止します。年金特別徴収が中止になった時点で未納の住民税がある場合は、納付書または口座振替などで納めていただきます。また、還付になる場合は、収納課より還付の通知をお送りします。

なお、年金特別徴収が中止となった場合、その翌年度の年金特別徴収は、公的年金からの差引きが初年度の方と同じ取扱いとなります（6月〔第1期〕・8月〔第2期〕は個人で納付して、10月・12月・2月は年金からの差引きとなります。）。

【年金特別徴収が中止となる例】

- ①今年度の公的年金の年間支給額が18万円未満となった場合
- ②介護保険料が公的年金から差し引かれなくなった場合
- ③差し引かれる住民税額が公的年金の支給額を超えた場合
- ④年金が支給停止となった場合（死亡した場合等）
- ⑤仮徴収額が新年度の税額を超える場合
- ⑥申告（控除の追加等）によって税額変更があり、差し引かれる住民税額がなくなった場合
- ⑦1月2日以降に転出した場合（一定の要件下で年金特別徴収を継続する場合があります。）



(1) 給与所得

勤務先から支払いを受ける給料・賃金・賞与等（アルバイト・パート収入を含む）を給与収入といいます。会社での役員報酬も給与収入に分類されます。

その総額から、給与所得控除額を差し引いたものが、給与所得になります。

$$\text{給与所得} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除額}$$

給与収入から給与所得を算出するための表

単位：円

給与収入	給与所得
0 ～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	給与収入 - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	$A^{※} \times 2.4 + 100,000$
1,800,000 ～ 3,599,999	$A^{※} \times 2.8 - 80,000$
3,600,000 ～ 6,599,999	$A^{※} \times 3.2 - 440,000$
6,600,000 ～ 8,499,999	給与収入 $\times$ 0.9 - 1,100,000
8,500,000以上	給与収入 - 1,950,000

※ A ＝収入金額 $\div$ 4（割った後、千円未満の端数を切り捨てます。）

● 特定支出控除

つぎの①～⑦の支出の一定のものを特定支出といい、確定申告によりそのうちの基準を超えた金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます（給与の支払者が証明したものに限られます。）。

- ①通勤費 ②転居費 ③研修費 ④資格取得費
⑤帰宅旅費 ⑥職務上の旅費 ⑦勤務必要経費（図書費など）

詳細については、税務署へお問い合わせください。（62頁参照）

(2) 雑所得

雑所得とは、給与所得、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、一時所得、退職所得および山林所得のいずれにも該当しない所得をいいます。

日本年金機構等から支給される公的年金等は、雑所得に該当します。

雑所得は、①「公的年金等の雑所得」、②「業務に係る雑所得」、③「その他の雑所得」に分けて計算します。

① 公的年金等の雑所得

国民年金・厚生年金・公務員の共済年金・企業年金・軍人恩給・各種年金基金等の公的年金等による所得をいいます。

※遺族年金、障害年金、軍人遺族年金等は、課税の対象となりません。

$$\text{雑所得（公的年金等）} = \text{公的年金等収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等控除額は、公的年金等収入金額および前年の12月31日現在65歳以上か未満かによって異なります（下表により、雑所得を算出します。）。

公的年金等の収入金額から雑所得を算出するための表

単位：円

年齢	公的年金等の収入金額	雑所得
65歳以上 (昭和35年 1月1日 以前生)	0 ～ 1,100,000	0
	1,100,001 ～ 3,299,999	年金収入－1,100,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	年金収入×0.75－275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	年金収入×0.85－685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	年金収入×0.95－1,455,000
	10,000,000以上	年金収入－1,955,000
65歳未満 (昭和35年 1月2日 以降生)	0 ～ 600,000	0
	600,001 ～ 1,299,999	年金収入－600,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	年金収入×0.75－275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	年金収入×0.85－685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	年金収入×0.95－1,455,000
	10,000,000以上	年金収入－1,955,000

※公的年金等の雑所得以外の所得の合計が1,000万円超2,000万円以下の場合は、上表で算出した金額に10万円を加算した金額が公的年金等の雑所得となります。公的年金等の雑所得以外の所得の合計が2,000万円超の場合は、上表で算出した金額に20万円を加算した金額が公的年金等の雑所得となります。

② 業務に係る雑所得

副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものがこれにあたります。

$$\text{雑所得（業務）} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

③ その他の雑所得

「公的年金等の雑所得」、「業務に係る雑所得」以外の雑所得をいいます。また、年金という名称がついていても、生命保険契約等に基づく年金、損害保険料契約等に基づく年金などの私的年金は、公的年金には含まれませんので、その他の雑所得に該当します。

$$\text{雑所得（その他）} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

所得金額調整控除について

令和3年度から給与所得控除・公的年金等控除が引き下げられましたが、これに伴う負担増が、子育て世帯や介護世帯に生じないように調整されます。また、給与所得と公的年金等の雑所得の両方がある場合に、重複して10万円の所得増とならないよう調整されます。対象と控除額は以下のとおりです。

- 1 給与収入金額が850万円を超え、つぎのいずれかに該当する場合は、以下の計算式により算出した控除額が、給与所得から控除されます。

①納税義務者本人が特別障害者

②23歳未満（平成14年1月2日以降生まれ）の扶養親族を有する方

③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

※②と③については、扶養控除とは異なり、1人の扶養親族に対し夫婦等で重複適用が可能です。

【計算式】控除額 = {給与収入額(1,000万円超は1,000万円) - 850万円} × 10%

- 2 給与所得と公的年金等雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合は、以下の計算式により算出した控除額が、給与所得から控除されます。

【計算式】控除額 = {給与所得(10万円超は10万円) + 公的年金等雑所得(10万円超は10万円)} - 10万円

※1と2の要件を両方満たす場合は、それぞれの計算式で算出した控除額の合計額が、給与所得から控除されます。

(3) 事業所得

事業による収入（売上）からその収入を得るために直接かかった費用（必要経費）を差し引いた金額が事業所得になります。事業所得は、つぎの2種類に分かれています。

- ①営業等所得 … 製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、その他の事業（医師、作家、保険外交員等）による所得
- ②農業所得 … 農作物の生産等から生ずる所得

$$\text{事業所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

(4) 一時所得

生命保険の満期返戻金や解約返戻金、競馬や競輪の払戻金、クイズの賞金などの一時的な性質をもっている所得をいいます。

$$\text{一時所得} = \text{収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除額}$$

※特別控除額は、50万円が限度です。また、上記で計算した金額の1/2が課税対象になります。

(5) 配当所得

株式会社等の法人から受ける利益の配当、剰余金の分配等による所得をいいます。株式などを取得するための借入金の利子があれば、その分を収入から差し引くことができます。

$$\text{配当所得} = \text{収入金額} - \text{借入金の利子}$$

配当所得には、申告を要するものと、申告不要のものがあります。申告不要のものについては、住民税（都民税配当割）5 %、所得税15.315%の割合で税金が差し引き（特別徴収および源泉徴収）されます。

※配当控除については、33頁参照。

(6) 譲渡所得

①総合譲渡所得（土地・建物・株式など以外）

ゴルフ会員権、貴金属、骨董品等の資産を譲渡した場合の所得が対象です。

保有していた期間が5年を超える資産の場合は「長期譲渡所得」、5年以内の資産の場合は「短期譲渡所得」といいます。

$$\text{譲渡所得} = \text{収入金額} - (\text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

※長期と短期に分けて計算します。

※特別控除額は長短期合わせて50万円が限度です。

※長期譲渡所得については、上記で計算した金額の1/2が課税対象になります。

※貴金属や骨董品等で、1個または1組の価格が30万円以下の場合は非課税です。

※生活用動産（衣服・家具等）の譲渡による所得は非課税です。

②分離譲渡所得（土地・建物・株式など）

他の所得と分離して税額を計算します。（分離課税）

なお、上場株式等の譲渡所得のうち、申告不要のものについては、住民税（都民税株式等譲渡所得割）5 %、所得税15.315%の割合で税金が差し引き（特別徴収および源泉徴収）されます。

(7) その他の所得

その他にも、利子所得、不動産所得、退職所得、山林所得があります。詳細については、税務署へお問い合わせください。（62頁参照）



所得控除とは、個人の実情に応じて税負担を調整するために、定められた金額を所得金額から差し引くものです。

所得控除について
(練馬区ホームページ)

(1) 人的控除（条件にあてはまる方に認められる控除）

人的控除に該当するかどうかは、前年12月31日の現況によって判定されます。また、その判定の対象となる方が前年中に死亡している場合は、その死亡時の現況によって判定されます。

[令和7年度住民税の場合]

単位：万円

控除	条件	住民税 控除額	所得税 控除額
基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の場合に認められる控除	15～43	16～48
	合計所得金額2,400万円以下の場合	43	48
	合計所得金額2,400万円超 2,450万円以下の場合	29	32
	合計所得金額2,450万円超 2,500万円以下の場合	15	16
配偶者控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者 ^{*1} の合計所得金額が48万円以下の場合（27頁参照） 配偶者の年齢70歳未満（昭和30年1月2日以降生）	11～33	13～38
老人配偶者控除	配偶者控除に該当する配偶者の年齢が70歳以上の場合（昭和30年1月1日以前生）（27頁参照）	13～38	16～48
配偶者特別控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者 ^{*1} がいる場合 控除額は、納税者と配偶者の所得に応じて1万円から最高33万円まで受けられます。（28頁参照）	1～33	1～38
一般の扶養控除 (その他扶養)	納税者と生計を一にする配偶者以外の親族 ^{*1} で合計所得金額が48万円以下の方がいる場合（親族範囲は6親等内の血族および3親等内の姻族） 16歳以上19歳未満の方 (平成18年1月2日生から平成21年1月1日生) 23歳以上70歳未満の方 (昭和30年1月2日生から平成14年1月1日生)	33	38
特定扶養控除	扶養控除に該当する親族の年齢が19歳以上23歳未満の場合（平成14年1月2日生から平成18年1月1日生）	45	63
老人扶養控除	扶養控除に該当する親族の年齢が70歳以上の場合（昭和30年1月1日以前生）	38	48
同居老親等扶養控除	老人扶養控除に該当する親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で納税者またはその配偶者のいずれかとの同居をしている場合、老人扶養控除額に7万円が加算されます。	45	58
勤労学生控除	納税者本人が児童、生徒、学生または訓練生であり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である場合	26	27

障害者控除	納税者や、同一生計配偶者・扶養親族に障害のある場合※ ²	26	27
特別障害者控除	障害者控除に該当する場合のうち、障害の程度が身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の場合など※ ²	30	40
同居特別障害者控除	同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者、その配偶者または納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居をしている場合、特別障害者控除額に23万円が加算されます。	53	75
ひとり親控除※ ⁴	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子※ ³ がいる単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合	30	35
寡婦控除※ ⁴	ひとり親控除に該当せず、つぎのいずれかに該当する場合 ●夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ●夫と死別した後婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方（この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません。）	26	27

- ※1 青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除きます。
- ※2 障害者手帳がなくても、同程度の障害がある65歳以上の方は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ければ、障害者控除を受けることができます。障害者控除対象者の認定手続については、管轄の総合福祉事務所の高齢者支援係へお問い合わせください。
- ※3 生計を一にする子とは、総所得金額等が48万円以下で、他の人の配偶者控除・扶養控除の対象になっていない子のことです。
- ※4 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象となりません。

同一生計配偶者とは

納税者本人と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の人をいいます（青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く。）。

扶養親族とは

●扶養親族

納税者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。なお、複数の扶養者が、重複して同一人を扶養にとることはできません。

- 1 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）
- 2 児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子
- 3 老人福祉法の規定により区市町村長から養護を委託された老人

●16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）

平成21年1月2日以降に生まれた方は、令和7年度住民税の扶養控除の対象にはなりませんが、所得割・均等割の非課税判定における扶養親族数に含まれます。（14～15頁参照）
また、障害者控除・特別障害者控除・同居特別障害者控除の加算は適用されます。

国外居住の親族を扶養控除等の対象にするためには

国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族を含む）の適用を受ける場合、控除対象によって下表のとおり書類を用意し、添付または提示してください。

控除対象		添付または提示が必要な書類		
		親族関係書類	送金関係書類	その他
扶養控除（30歳未満または70歳以上）・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除		○	○	
扶養控除 (30歳以上) (70歳未満)	留学により国内に住所および居所を有しなくなった方	○	○	留学ビザ等書類
	障害のある方	○	○	
	その居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方	○	○ (38万円送金書類)	

※書類が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文が必要になります。

●親族関係書類・・・つぎの1または2の書類

- 1 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類および国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- 2 国外居住親族の氏名、生年月日および住所が記載された外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類

●送金関係書類・・・つぎの1または2の書類

- 1 外国送金依頼書の控え
- 2 クレジットカードの利用明細書等

※「38万円送金書類」とは、居住者から国外居住親族へのその年の支払金額の合計が38万円以上であることを明らかにする書類です。

※複数の親族がいる場合は、適用する国外居住親族の各人の証明が必要です。

●留学ビザ等書類・・・つぎの1または2の書類

- 1 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
- 2 外国における在留カードに相当する書類の写し

〔配偶者控除・老人配偶者控除〕

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に受けることができます。配偶者の年齢が70歳以上（昭和30年1月1日以前生）の場合、老人配偶者控除となります。控除額は納税者本人の合計所得金額により異なります。

納税者本人の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額・年齢		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		【参考】 配偶者の収入金額 (給与収入の場合)
		配偶者控除額（単位：万円）						
		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	
48万円以下	70歳未満	33	38	22	26	11	13	103万円以下
	70歳以上	38	48	26	32	13	16	

※配偶者が青色事業専従者として給与の支払を受ける場合や、白色事業専従者に該当する場合は配偶者控除を受けることはできません。

住民税の「年収の壁」について

年収が一定額を超え、住民税や社会保険料の負担が生じたりすることが「年収の壁」と言われています。

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整および就業調整（税制におけるいわゆる年収の壁）対策の観点から、給与所得控除の最低保障額の引上げ、所得税における基礎控除の控除額の引上げ、大学生年代の子等を扶養する者に係る新たな控除の創設等を行うこととされました。これらの見直しに伴い、同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件も引き上がることとなります。これらは、令和8年度住民税から適用となる予定です。

【配偶者特別控除】

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に受けることができます。控除金額は配偶者と納税者本人の合計所得金額により異なります。

納税者本人の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		【参考】 配偶者の収入金額 (給与収入の場合)
	配偶者特別控除額（単位：万円）						
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	
48万円超 95万円以下	33	38	22	26	11	13	103万円超 150万円以下
95万円超 100万円以下		36		24		12	150万円超 155万円以下
100万円超 105万円以下	31		21		11		155万円超 160万円以下
105万円超 110万円以下	26		18		9		160万円超 166万7,999円以下
110万円超 115万円以下	21		14		7		166万7,999円超 175万1,999円以下
115万円超 120万円以下	16		11		6		175万1,999円超 183万1,999円以下
120万円超 125万円以下	11		8		4		183万1,999円超 190万3,999円以下
125万円超 130万円以下	6		4		2		190万3,999円超 197万1,999円以下
130万円超 133万円以下	3		2		1		197万1,999円超 201万5,999円以下
133万円超	0		0		0		201万5,999円超

※配偶者が青色事業専従者として給与の支払を受ける場合や、白色事業専従者に該当する場合は配偶者特別控除を受けることはできません。

※配偶者特別控除は、夫婦で互いに受けることはできません。

(2) 社会保険料控除

健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの社会保険料を支払った額が控除されます（納税者が、生計を一にする配偶者その他親族の負担分を支払った場合を含みます。）。

国民年金保険料・国民年金基金掛金については、控除証明書の添付または提示が必要です。

(3) 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは、小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金（個人型・企業型）、心身障害者扶養共済掛金をいいます。小規模企業共済等掛金の支払った額が控除されます。

小規模企業共済等掛金については、証明書の添付または提示が必要です。

(4) 生命保険料控除

●控除の仕組み

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った額に応じて控除されます（保険金等の受取人のすべてを納税者本人または配偶者やその他親族とする保険契約が対象です。その保険料を負担した方が申告により控除を受けることができます。）。

●控除の区分

基本契約・特約の各補償内容に応じて、各種の生命保険料控除に分類されます。

区 分	内 容
一般生命保険料	生存または死亡に起因して保険金が支払われるものに係る保険料 (例) 養老保険、学資保険、終身保険
介護医療保険料	入院等に伴う給付部分に係る保険料 (例) 医療保険、特定介護医療保険、所得補償保険
個人年金保険料	個人年金保険契約にかかる保険料 (例) 定期年金保険
生命保険料控除対象外	身体の傷害のみに起因して保険金等が支払われるものに係る保険料 (例) 災害特約、無配当傷害入院特約

※実際の控除区分は、契約の内容や保険会社により異なります。保険会社発行の証明書の内容を十分に確認してください。

※生命保険料控除を適用するためには、保険会社発行の証明書の添付または提示が必要です。

●控除額の計算方法

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。つぎの①～③を参照してください。

①新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく控除額

保険料支払額	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～ 32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001円～ 56,000円	支払額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

新一般生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ左表に当てはめて計算した金額です。

※各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく控除額

保険料支払額	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～ 40,000円	支払額×1/2+7,500円
40,001円～ 70,000円	支払額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

旧一般生命保険料、旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ左表に当てはめて計算した金額です。

※各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

③新契約と旧契約両方に加入している場合の控除額

新（旧）一般生命保険料または新（旧）個人年金保険料は、保険料の種別ごとに、つぎのいずれか有利な方を選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ適用	①に基づき算定した控除額（限度額28,000円）
旧契約のみ適用	②に基づき算定した控除額（限度額35,000円）
新契約と旧契約両方を適用	①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（限度額28,000円）

※各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

(5) 地震保険料控除

地震保険の契約をしている方は、その保険料に応じて控除を受けることができます。また、平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約（契約期間が10年以上で満期払戻金などがあるもの）に支払った保険料も適用を受けられます。なお、控除対象となる保険料は、本人や生計を一にする配偶者その他親族が所有し、常に居住している家屋や生活のための資産に対して支払った保険料です。

	保険料支払額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払額×1/2
	50,001円以上	25,000円
(旧) 長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

※保険会社発行の証明書の添付または提示が必要です。

※両区分がある場合の控除額はそれぞれの計算による額の合計額となり、控除限度額は25,000円です。

(6) 医療費控除

入院・出産・治療等で医療費を支払った場合に受けられる控除です（納税者が、生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った場合を含みます。）。

[明細書と領収書]

令和3年度の申告から、「医療費控除の明細書」※の添付が必要です。申告時に医療費の領収書を添付または提示しても控除を受けることはできません。

なお、領収書は、添付または提示不要ですが、申告後に提示または提出を求める場合がありますので、5年間保管してください。

※「医療費控除の明細書」は、練馬区ホームページからダウンロードできます。

医療費控除額 最高200万円	=	その年中に支払った 医療費の総額	-	保険金等で補てん される金額※	-	「10万円」または 「総所得金額等の5%」 のいずれか少ない金額
-------------------	---	---------------------	---	--------------------	---	--

※保険金等で補てんされる金額とは、つぎのものなどをいいます。

- ・ 損害保険や生命保険からおける傷害費用保険金・医療保険金・入院給付金等
- ・ 健康保険から戻る高額療養費や出産したときにもらえる出産育児一時金等
- ・ 介護保険から給付される高額介護サービス費

医療費控除の主な対象

	対象となるもの	対象とならないもの
治療・リハビリ	●医師に支払った治療費 ●医師に支払ったリハビリ費用	●人間ドックの費用※¹ ●生活習慣病の定期検診費※¹
歯の治療	●虫歯の治療費、入れ歯・インプラントなどの費用 ●歯槽膿漏の治療費 ●治療行為としての歯列矯正費	●著しく高い入れ歯などの費用 ●美容のための歯列矯正費
マッサージ	●治療のためのマッサージ、ハリ、灸、指圧など	●美容や疲れを癒すための整体、マッサージなど
出産費	●妊娠中、医師に支払った定期検診料、検査などの費用 ●助産師に支払った分娩介助料、保健指導料 ●不妊治療の費用	●カルチャーセンターでの無痛分娩講座の受講料
医薬品	●病気になった時に病院に行かないで薬局で買った風邪薬、鎮痛剤、胃腸薬などの医薬品 ●医師の処方箋に従って薬局で購入した漢方薬	●疲労回復、健康増進のために薬局で買ったビタミン剤、風邪予防のために買ったうがい薬 ●健康増進のために服用した漢方薬
通院費・入院費	●病院に通院するための電車賃・バス代 ●心臓病、足の骨折などで電車などの利用が難しい場合のタクシー代 ●入院の際の部屋代・食事代（自己都合により個室を使用した場合の差額ベッド代は対象外です）	●自家用車で通院した場合のガソリン代・駐車場代 ●風邪程度の軽い症状の場合のタクシー代 ●出産のために実家に里帰りした場合の交通費 ●入院中のテレビの賃借料、電話代、出前や外食による食事代
その他 【◎は医師等の証明が必要です】	◎斜視などの治療のための眼鏡代 ●視力回復レーザー手術（レーシック手術）の費用 ●補聴器※² ●治療上必要な血圧計 ◎6か月以上寝たきりの人のおむつ代※³ ◎区市町村または認定民間事業者による在宅療養の介護費用 ●介護福祉施設の施設利用料	●予防接種の費用※⁴ ●近視や遠視の眼鏡代 ●自分の判断だけで購入した血圧計 ●リウマチなどの持病のために湯治に行った費用 ●領収書記載の文書代・診断書等の項目に記載されている料金

※¹ 検診等により重大な疾病が発見され引き続き治療した場合は対象になります。

※² 補聴器の取得による医療費控除を受けるためには、（一社）耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医による「補聴器適合に関する診療情報提供書」に基づき、補聴器を購入する必要があります。

※³ 介護保険法の要介護認定を受けている方については、練馬区が交付する「主治医の内容確認書」または「主治医意見書の写し」を「おむつ使用証明書」に代えることができます（令和6年度分以前の場合、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合に限る。）。

※⁴ B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が行う、B型肝炎ワクチン接種費用についてのみ、一定の条件のもと医療費控除の対象になります。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

平成30年度の申告から検診、予防接種等を受けている方が自己または生計を一にする配偶者やその他の親族のために購入したスイッチOTC医薬品の購入費用について、その年の所得から控除する特例が設けられました。

なお、医療費控除と併用することはできません。

●スイッチOTC医薬品とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品のことです。

※セルフメディケーション税制の対象とされるスイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。なお、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

●この特例は、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの各年に購入した対象医薬品に適用されます。

●その年の購入費用が12,000円を超える場合に対象となり、上限額は10万円（所得控除額は88,000円）となります。

●健康の保持増進および疾病の予防として、つぎの1～5のいずれかの取り組みを行っている必要があります。

- 1 予防接種（インフルエンザの予防接種、定期予防接種）
- 2 特定健康診査（メタボ健診等）、特定保健指導
- 3 勤務先の定期健康診断
- 4 保険者や区市町村が実施する健康診査（人間ドック、各種健診等）
- 5 区市町村のがん検診

※健康の保持増進・疾病の予防の取り組みにかかる経費は、控除対象外となります。

●申告する際に必要な書類はつぎのとおりです。

- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・上記1～5の取り組みを行ったことを明らかにする書類

※領収書を添付または提示しても控除を受けることはできません。

※領収書は、添付または提示不要ですが、申告後に提示または提出を求める場合がありますので、5年間保管してください。

※「セルフメディケーション税制の明細書」は、練馬区ホームページからダウンロードできます。



税額控除は、計算された税額（所得割額）から差し引くことができるもので、つぎのものがあります。

税額控除について
(練馬区ホームページ)

(1) 調整控除

所得税と住民税の人的控除額の差（24～25頁参照）に基づく負担額を調整するため、住民税所得割からつぎの額を減額（税額控除）します。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

合計課税所得金額※	調整控除額
200万円以下の場合	①人的控除額の差の合計額 } ①、②のいずれか少ない額の5% ②住民税の合計課税所得金額 } (特別区民税3%、都民税2%)
200万円を超える場合	{人的控除額の差の合計額-(住民税の合計課税所得金額-200万円)} の5% (特別区民税3%、都民税2%) ●この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(特別区民税1,500円、都民税1,000円)

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額をいいます。

(2) 配当控除

配当控除は、配当所得を総合課税で申告した場合に適用される税額控除です。株式等の配当所得があるときは、法人税との二重課税を避けるため所得税と同様に、住民税所得割においてもつぎの額を減額（税額控除）します。

		課税総所得金額等※ ¹ が1,000万円以下の部分に含まれる配当所得：A		課税総所得金額等※ ¹ が1,000万円超の部分に含まれる配当所得：B（課税総所得金額-1,000万円）	
		特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託の収益の分配		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券投資信託	一般外貨建等証券投資信託以外※ ²	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※¹ 課税総所得金額等には、課税退職所得金額、課税山林所得金額は含みません。

※² 特定外貨建等証券投資信託については、配当控除の適用はありません。

- 配当控除額は、上表A、Bにそれぞれの控除率を乗じて算出した額の合計額となります。
- 国外配当所得については、配当控除は適用されません。

(3) 住宅借入金等特別税額控除 (以下「住宅ローン控除」)

住民税における住宅ローン控除とは、所得税で住宅ローン控除の適用がある場合で、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税所得割から控除する制度です。なお、合計所得金額が2,000万円（下表の No.1～3 は3,000万円）以下の場合が対象です。

No	入居年月	住民税の税額 控除適用期間	住民税からの控除額
1	平成26年4月 ～ 令和3年12月 (No. 2、3を除く)	平成27年度 ～ 令和13年度 (最長10年間)	● 特定取得※¹に該当する場合、つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等×7%(上限136,500円) ● 特定取得※¹に該当しない場合、つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等×5%(上限97,500円)
2	令和元年10月 ～ 令和2年12月 (特例取得※ ³ の場合は、令和3年12月)	令和2年度 ～ 令和16年度 (最長13年間)	● 特別特定取得※²・特例取得※³に該当する場合、つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等×7%(上限136,500円)
3	令和3年1月 ～ 令和4年12月 (No.2を除く)	令和4年度 ～ 令和17年度 (最長13年間)	● 特別特例取得※⁴・特例特別特例取得※⁵に該当する場合、つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等×7%(上限136,500円)
4	令和4年1月 ～ 令和7年12月 (No. 3を除く)	令和5年度 ～ 令和20年度 (最長13年間)	● つぎの①または②のいずれか少ない額 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等×5%(上限97,500円) ※ 令和6年以前に建築確認を受けた床面積40㎡以上50㎡未満の住宅については、新築住宅等で合計所得金額1,000万円以下の場合に限り適用

【特定取得※¹】… 消費税率8%または10%での住宅取得等

【特別特定取得※²】… 消費税率10%での住宅取得等

【特例取得※³】… 特別特定取得※²のうち、下記の期日までに契約を締結したもの
 〈注文住宅〉 令和2年9月まで 〈分譲住宅等〉 令和2年11月まで

【特別特例取得※⁴】… 特別特定取得※²のうち、下記の期間中に契約を締結したもの
 〈注文住宅〉 令和2年10月～令和3年9月
 〈分譲住宅等〉 令和2年12月～令和3年11月

【特例特別特例取得※⁵】… 特別特例取得※⁴のうち、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅取得等
 (合計所得金額1,000万円以下の場合に限る。)

- **申告手続**… 1年目は、入居した年分の確定申告を税務署に行います。2年目以降は、確定申告または勤務先で年末調整を行います。詳しくは税務署へお問い合わせください。(62頁参照)

(4) 寄附金税額控除

次表の①～④に該当する寄附をした場合、寄附した年の翌年度の住民税所得割から次表の控除額を減額（税額控除）します。ただし、控除の対象となる寄附金額の合計額は、総所得金額等の30％が上限となります（次表の①の㊦・㊧を除く。）。

なお、翌年1月1日現在で区外に転出している場合は、転出先の基準が適用されるため、次表の寄附先については控除の対象とならない場合があります。

寄附先	控除額
①都道府県・区市町村 （ふるさと納税）	●「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合 ㊦基本控除+㊦特例控除+㊦申告特例控除 ㊦（寄附金額－2,000円）×10％ 特別区民税分 6％ 都民税分 4％ ㊦（寄附金額－2,000円）×〔下表〕の割合B ㊦㊦の控除額×〔下表〕の割合C （注）㊦は、調整控除後の住民税所得割額の20％を上限とします。
	●「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されない場合 ㊦基本控除+㊦特例控除
②東京都共同募金会 ③日本赤十字社東京都支部	（寄附金額－2,000円）×10％ 特別区民税分 6％ 都民税分 4％
④練馬区・東京都両方が 条例で指定する寄附先※	（寄附金額－2,000円）×10％ 特別区民税分 6％ 都民税分 4％
練馬区が指定する寄附先※	（寄附金額－2,000円）×6％
東京都が指定する寄附先※	（寄附金額－2,000円）×4％

※練馬区・東京都が指定する寄附先は練馬区ホームページ上の「寄附金税額控除」をご確認ください。

〔下表〕（ふるさと納税の控除額を計算するための表）

課税総所得金額※ ¹ — 人的控除差合計額※ ²	割合 B	割合 C
～ 195万円以下	84.895 %	84.895 分の 5.105
195万円超 ～ 330万円以下	79.79 %	79.79 分の 10.21
330万円超 ～ 695万円以下	69.58 %	69.58 分の 20.42
695万円超 ～ 900万円以下	66.517 %	66.517 分の 23.483
900万円超 ～ 1,800万円以下	56.307 %	56.307 分の 33.693
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	49.16 %	
4,000万円超 ～	44.055 %	

※1 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得（株式や不動産などに関するものを除く）、一時所得、雑所得の各金額の合計額から、所得控除の合計額を控除した残額をいいます。

※2 住民税と所得税の人的控除（基礎控除や扶養控除等）の差額の合計額をいいます。（24～25頁参照）

ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度は、自治体に対して寄附をして確定申告を行うことで、所得税・住民税それぞれから控除を受けられる制度です。なお、総務大臣が指定した都道府県・区市町村への寄附に限り、特例控除が適用されます。詳しくは、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

【ふるさと納税をした場合の寄附金税額控除のイメージ】

寄附した金額			
適用 下限額 2,000円	【所得税】【復興特別所得税】 所得控除による軽減 ＜総所得金額等の40％が上限＞ (寄附金額－2,000円) × 所得税の限界税率 ^{※1} × 1.021	【住民税】 税額控除による軽減	
		② ^{※2} 基本控除	①特例控除 ＜住民税所得割額（調整控除後） の20％が上限＞
控除される金額			

※1 所得税の限界税率とは、課税総所得金額に応じて適用される所得税の税率です。

※2 対象となる寄附金額は、ふるさと納税以外の寄附金額と合わせて、総所得金額等の30％が上限となります。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

寄附先の都道府県または区市町村（以下「地方公共団体」）が5か所以内かつ確定申告または住民税申告をする必要がない場合、税額控除の申請を、寄附先の地方公共団体が寄附した方に代わって、寄附した方の居住する地方公共団体に行うことができます。この場合、所得税分および住民税分の税額控除額は、全額住民税所得割から控除します。

なお、利用するためには寄附先への申請が必要です。詳細については、寄附先の地方公共団体へお問い合わせください。

※確定申告・住民税申告を行う方は、ワンストップ特例制度の利用はできません。

練馬区ホームページ上の「特別区民税・都民税（住民税）税額シミュレーション」で、寄附金税額控除の上限額を試算できます。

※試算した上限額は確定額ではありません。参考としてご活用ください。



(5) その他の税額控除

その他にも、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などがあり、それぞれ特別な算定方法で算出します。

詳しくは、練馬区ホームページをご参照ください。